

技術規則に対する誤記修正

2026 年第 1 回

# 技術規則に対する誤記修正

2026 年 6 月 29 日発行



一般財団法人 日本海事協会

本資料について：

本資料は、本会の技術規則の誤記に関する修正を纏めたものです。

本資料でいう誤記とは、規則及び要領として規定する要件の要求事項、意図、技術背景に変更を及ぼすことのない修正をいい、例えば、誤字の修正や参照先の修正を言います。

## 内容

鋼船規則 B 編 11 章 11.2.2-2. ....	1
鋼船規則 C 編 1 編 3 章 3.3.5.2-2.(1).....	3
鋼船規則 C 編 1 編 10 章 10.6.3.5(1).....	3
鋼船規則 C 編 1 編 14 章 14.4.1.4-2.(10).....	4
鋼船規則 C 編 1 編 14 章 14.9.1-4.....	5
鋼船規則 C 編 1 編 14 章 14.9.2.1.....	6
鋼船規則 CSR-B&T 編 1 編 3 章 7 節 1.1.6.....	9
鋼船規則 H 編 1 章 1.2.1-4.....	11
鋼船規則 H 編 2 章 2.9.11-5.....	11
鋼船規則 H 編 附属書 2.11.1-2. 表 3.....	12
鋼船規則検査要領 H 編 H1 H1.2.1-7.....	13
鋼船規則検査要領 H 編 H2 H2.3.3-1.....	13
鋼船規則検査要領 H 編 H4 4.2.4-3.....	13
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 2 章 2.1.3-3.(3).....	15
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2 章 2.1.1-5.(3).....	16
船用材料・機器等の承認要領 8 編 1 章 1.5.3.....	17

鋼船規則 B 編 11 章 11.2.2-2.

正	現行	備考
<p>-2. 参考用提出図面その他の書類 製造中登録検査を受けようとする潜水船については、前-1.に掲げる次項事項に関する図面その他の書類のほか、次に掲げる事項に関する図面その他の書類を参考として提出しなければならない。</p> <p>(1) 全般</p> <p>(a) 設計及び建造仕様</p> <p>(b) 主要材料，機器及び装置等の発注先</p> <p>(c) 質量重心計算</p> <p>(d) 浮量浮心計算</p> <p>(e) 線図及び船体寸法</p> <p>(f) 排水量等曲線</p> <p>(g) 安定性計算</p> <p>(h) トリム計算</p> <p>(i) 推進及び操縦性能計算</p> <p>(j) 潜水及び浮上速度計算</p> <p>(k) T 編 1.1.5-1.(1), (3), (4), (5), (6), (11), (12), (13), (15)及び(16)に掲げる事項を含む操船資料</p> <p>(l) 保守要領</p> <p>(2) 船体</p> <p>(a) 耐圧殻，耐圧容器，ハッチ蓋，視窓，貫通金物及び吊上げ金具の強度計算</p> <p>(b) 視窓表面保護要領</p> <p>(3) 操船装置等</p> <p>(a) T 編 4.1.2-2.(3)及び4.1.3(3)に掲げる指示装置の仕様</p> <p>(b) T 編 4.1.5 に掲げる深度監視装置の仕様</p>	<p>-2. 参考用提出図面その他の書類 製造中登録検査を受けようとする潜水船については、前-1.に掲げる次項に関する図面その他の書類のほか、次に掲げる事項に関する図面その他の書類を参考として提出しなければならない。</p> <p>(1) 全般</p> <p>(a) 設計及び建造仕様</p> <p>(b) 主要材料，機器及び装置等の発注先</p> <p>(c) 質量重心計算</p> <p>(d) 浮量浮心計算</p> <p>(e) 線図及び船体寸法</p> <p>(f) 排水量等曲線</p> <p>(g) 安定性計算</p> <p>(h) トリム計算</p> <p>(i) 推進及び操縦性能計算</p> <p>(j) 潜水及び浮上速度計算</p> <p>(k) T 編 1.1.5-1.(1), (3), (4), (5), (6), (11), (12), (13), (15)及び(16)に掲げる事項を含む操船資料</p> <p>(l) 保守要領</p> <p>(2) 船体</p> <p>(a) 耐圧殻，耐圧容器，ハッチ蓋，視窓，貫通金物及び吊上げ金具の強度計算</p> <p>(b) 視窓表面保護要領</p> <p>(3) 操船装置等</p> <p>(a) T 編 4.1.2-2.(3)及び4.1.3(3)に掲げる指示装置の仕様</p> <p>(b) T 編 4.1.5 に掲げる深度監視装置の仕様</p>	<p>文言修正</p>

<p>(c) T 編 4.2.7 に掲げる潜水船の位置検出装置の仕様</p> <p>(d) T 編 4.2.8 に掲げる水中通話装置の仕様</p> <p>(e) 高圧ガス容器の仕様</p> <p>(f) 管、弁及び管取付け物の仕様</p> <p>(g) タンク、ポンプ、圧力容器等（高圧で使用されないものを除く。）の強度計算</p> <p>(4) 電気設備</p> <p>(a) 蓄電池の仕様</p> <p>(b) 電線の仕様</p> <p>(c) 電動機の仕様</p> <p>(d) 照明装置の仕様</p> <p>(e) 電線貫通コネクタの仕様</p> <p>(f) 水素ガス検知装置の仕様</p> <p>(g) 電力調査</p> <p>(h) 短絡電流の計算</p> <p>(5) 居住環境設備</p> <p>(a) 内装品の仕様</p> <p>(b) 環境維持設備の仕様（計器及び監視装置を含む。）</p> <p>(c) 環境維持設備の能力計算</p> <p>(6) 支援設備</p> <p>(a) 潜水船の位置検出装置の仕様</p> <p>(b) 水中通話装置の仕様</p> <p>(c) 曳航装置、揚収装置、クレーン装置等の構造及び強度計算</p> <p>(7) 消火設備 消火器の仕様</p> <p>(8) その他本会が必要と認める事項</p>	<p>(c) T 編 4.2.7 に掲げる潜水船の位置検出装置の仕様</p> <p>(d) T 編 4.2.8 に掲げる水中通話装置の仕様</p> <p>(e) 高圧ガス容器の仕様</p> <p>(f) 管、弁及び管取付け物の仕様</p> <p>(g) タンク、ポンプ、圧力容器等（高圧で使用されないものを除く。）の強度計算</p> <p>(4) 電気設備</p> <p>(a) 蓄電池の仕様</p> <p>(b) 電線の仕様</p> <p>(c) 電動機の仕様</p> <p>(d) 照明装置の仕様</p> <p>(e) 電線貫通コネクタの仕様</p> <p>(f) 水素ガス検知装置の仕様</p> <p>(g) 電力調査</p> <p>(h) 短絡電流の計算</p> <p>(5) 居住環境設備</p> <p>(a) 内装品の仕様</p> <p>(b) 環境維持設備の仕様（計器及び監視装置を含む。）</p> <p>(c) 環境維持設備の能力計算</p> <p>(6) 支援設備</p> <p>(a) 潜水船の位置検出装置の仕様</p> <p>(b) 水中通話装置の仕様</p> <p>(c) 曳航装置、揚収装置、クレーン装置等の構造及び強度計算</p> <p>(7) 消火設備 消火器の仕様</p> <p>(8) その他本会が必要と認める事項</p>	
--	--	--

鋼船規則 C 編 1 編 3 章 3.3.5.2-2.(1)

正	現行	備考
<p>-2. ばら積貨物船の貨物倉は次の(1)及び(2)によらなければならない。</p> <p>(1) 2-2 編の適用を受ける船舶の貨物倉内の構造部材、ハッチコーミング及びハッチカバーは、次に示す範囲（図 C3.3.5-1.参照）に有効な防食措置（エポキシ系又はこれと同等なペイント）を製造者の推奨に従って施さなければならない。なお、塗料の選定にあたっては、船主は運送する貨物の性状に十分な注意を払わなければならない。</p> <p>(a) 貨物倉内におけるすべての内面（ただし、内底板の上面及びサイドフレームの下部ブラケットの下端から下方へ300 mm の位置より下方のビルジホップタンク斜板を除く。）</p> <p>(b) ハッチコーミング（ただし、防撓部材を除く。）及びハッチカバーの暴露部側及び貨物倉内側</p> <p>(2) 2-2 編、2-3 編及び2-4 編の適用を受ける船舶の二重底内底板、ビルジホップの斜板及び水密横隔壁下部スツール斜板に限り、貨物倉内のペイント塗装を省略することができる。ただし、ビルジホップの斜板及び水密横隔壁スツール斜板のうち前-2.(1)に規定する範囲については、省略してはならない。</p>	<p>-2. ばら積貨物船の貨物倉は次の(1)及び(2)によらなければならない。</p> <p>(1) 2-2 編の適用を受ける船舶の貨物倉内の構造部材、ハッチコーミング及びハッチカバーは、次に示す範囲（図 C3.3.5-1.参照）に有効な防食措置（エポキシ系又はこれと同等なペイント）を製造者の推奨に従って施さなければならない。なお、塗料の選定にあたっては、船主は運送する貨物の性状に十分な注意を払わなければならない。</p> <p>(a) 貨物倉内におけるすべての内面（ただし、内底板の上面及びサイドフレームの下部ブラケットの下端から下方へ300 mm の位置より下方のビルジホップタンク斜板を除く。）</p> <p>(b) ハッチコーミング（ただし、防撓部材を除く。）及びハッチカバーの暴露部側及び貨物倉内側</p> <p>(2) 2-2 編、2-3 編及び2-4 編の適用を受ける船舶の二重底内底板、ビルジホップの斜板及び水密横隔壁下部スツール斜板に限り、貨物倉内のペイント塗装を省略することができる。ただし、ビルジホップの斜板及び水密横隔壁スツール斜板のうち前-2.(1)に規定する範囲については、省略してはならない。</p>	<p>文言修正</p>

鋼船規則 C 編 1 編 10 章 10.6.3.5(1)

正	現行	備考
<p>船首船底補強部のフロアの板厚は次の(1)及び(2)の規定による値のうち大きい値とする。</p>	<p>船首船底補強部のフロアの板厚は次の(1)及び(2)の規定による値のうち大きい値とする。</p>	

<p>(1) 次の算式による値</p> $t_1 = \frac{1.2KPSb_1}{\sigma_Y(b_1 - d_1)} \quad (mm)$ <p><math>P</math> : スラミング衝撃圧力 (<math>kN/m^2</math>) で, <b>4.8.2.2</b> に規定する<math>P_{SL2B}</math></p> <p><math>S</math> : フロアの心距 (<math>m</math>)</p> <p><math>b_1</math> : ボトムロンジを中心として, 両側にそれぞれボトムロンジの心距の半分の幅を持つフロアパネルの幅 (<math>mm</math>)。 (図 <b>12.2.5-10.6.3-1</b>.参照)</p> <p><math>d_1</math> : フロアの考慮している深さ位置での軽目孔, スロット等開口の幅 (<math>mm</math>) (<math>d_1 = d_2 + d_3</math>)。ただし, 開口をダブリングする場合には, その断面積を考慮して差し支えない。</p> <p>(2) 次の算式による値</p> $t_2 = 1.1 \cdot \sqrt[3]{PSb_2^2} \times 10^{-2} \quad (mm)$ <p><math>P, S</math> : 前(1)による。</p> <p><math>b_2</math> : ボトムロンジの心距 (<math>mm</math>) (図 <b>10.6.3-1</b>.参照)</p>	<p>(1) 次の算式による値</p> $t_1 = \frac{1.2KPSb_1}{\sigma_Y(b_1 - d_1)} \quad (mm)$ <p><math>P</math> : スラミング衝撃圧力 (<math>kN/m^2</math>) で, <b>4.8.2.2</b> に規定する<math>P_{SL2B}</math></p> <p><math>S</math> : フロアの心距 (<math>m</math>)</p> <p><math>b_1</math> : ボトムロンジを中心として, 両側にそれぞれボトムロンジの心距の半分の幅を持つフロアパネルの幅 (<math>mm</math>)。 (図 <b>12.2.5-3</b>.参照)</p> <p><math>d_1</math> : フロアの考慮している深さ位置での軽目孔, スロット等開口の幅 (<math>mm</math>) (<math>d_1 = d_2 + d_3</math>)。ただし, 開口をダブリングする場合には, その断面積を考慮して差し支えない。</p> <p>(2) 次の算式による値</p> $t_2 = 1.1 \cdot \sqrt[3]{PSb_2^2} \times 10^{-2} \quad (mm)$ <p><math>P, S</math> : 前(1)による。</p> <p><math>b_2</math> : ボトムロンジの心距 (<math>mm</math>) (図 <b>10.6.3-1</b>.参照)</p>	<p>参照先の修正</p>
---	--	---------------

**鋼船規則 C 編 1 編 14 章 14.4.1.4-2.(10)**

正	現行	備考
<p>-2. 曳航及び係留設備配置図には, 各曳航及び係留設備に関する次の(1)から(10)の情報を記載しなければならない。</p> <p>(1) 曳航及び係留設備の適用規格及び型式が分かるもの</p> <p>(2) 各々の曳航及び係留設備について, 配置状況(設備で索が方向転換する角度等), 使用目的(係留</p>	<p>-2. 曳航及び係留設備配置図には, 各曳航及び係留設備に関する次の(1)から(10)の情報を記載しなければならない。</p> <p>(1) 曳航及び係留設備の適用規格及び型式が分かるもの</p> <p>(2) 各々の曳航及び係留設備について, 配置状況(設備で索が方向転換する角度等), 使用目的(係留</p>	

<p>／通常の曳航／その他の曳航）及びそれに応じた安全使用荷重/安全曳航荷重並びに引綱又は係船索に作用する荷重の負荷方法（引張方向の範囲を含む。）</p> <p>(3) 係船索の本数を含む係船索の配置(図 14.4.1-1.参照)</p> <p>(4) 船舶設計最小切断荷重 (<math>MBL_{sd}</math>)</p> <p>(5) 艀装数が 2,000 を超える船舶にあっては, 14.4.3 に規定する次の許容環境条件</p> <p>(a) 最大風速<math>v_W</math>又は許容風速<math>v_W^*</math></p> <p>(b) 最大潮流速度</p> <p>(6) 追加の係留設備(増し取り用の設備)の使用条件</p> <p>(7) ウインチのブレーキ保持力</p> <p>(8) 総トン数 3,000 トン以上の船舶については, MSC.1/Circ.1619 を考慮したことを確認する文書</p> <p>(9) 各係船索の長さ</p> <p>(10) その他, 設計に関わる特記事項(14.4.3.1-5.2-3.(2)を適用した場合, 特記事項として記載すること。)</p> <p>-3. 曳航及び係留設備配置図に記載する安全に曳航及び係留作業を行う際に必要な情報は, 水先人が船舶に搭乗する際に手渡すパイロットカードに記載することを推奨する。</p>	<p>／通常の曳航／その他の曳航）及びそれに応じた安全使用荷重/安全曳航荷重並びに引綱又は係船索に作用する荷重の負荷方法（引張方向の範囲を含む。）</p> <p>(3) 係船索の本数を含む係船索の配置(図 14.4.1-1.参照)</p> <p>(4) 船舶設計最小切断荷重 (<math>MBL_{sd}</math>)</p> <p>(5) 艀装数が 2,000 を超える船舶にあっては, 14.4.3 に規定する次の許容環境条件</p> <p>(a) 最大風速<math>v_W</math>又は許容風速<math>v_W^*</math></p> <p>(b) 最大潮流速度</p> <p>(6) 追加の係留設備(増し取り用の設備)の使用条件</p> <p>(7) ウインチのブレーキ保持力</p> <p>(8) 総トン数 3,000 トン以上の船舶については, MSC.1/Circ.1619 を考慮したことを確認する文書</p> <p>(9) 各係船索の長さ</p> <p>(10) その他, 設計に関わる特記事項(14.4.3.1-5.を適用した場合, 特記事項として記載すること。)</p> <p>-3. 曳航及び係留設備配置図に記載する安全に曳航及び係留作業を行う際に必要な情報は, 水先人が船舶に搭乗する際に手渡すパイロットカードに記載することを推奨する。</p>	<p>参照先の修正</p>
---	--	---------------

鋼船規則 C 編 1 編 14 章 14.9.1-4.

正	現行	備考
<p>-4. A 型又は B-100 型船舶であって, 特に乾舷を減じた船の暴露甲板の暴露部では, 本会が必要と認める場合は, その長さの少なくとも半分にわたりガードレールを設けるか又は他の有効な放水設備を備えなければならない。</p>	<p>-4. A 型又は B-100 型船舶であって, 特に乾舷を減じた船の暴露甲板の暴露部では, 本会が必要と認める場合は, その長さの少なくとも半分にわたりガードレールを設けるか又は他の有効な放水設備を備えなければならない。</p>	<p>文言修正</p>



<p>すると認められるトランク又はハッチコーミングが設けられる場合」とは<math>F_0 \leq F_1</math>となる場合をいう。ただし、<math>F_0</math>及び<math>F_1</math>とは次による。</p> <p><math>F_0</math> : 甲板上を水が幅方向に流れることができる有効面積 (<math>m^2</math>) で次の算式による。</p> $\sum(\ell_i \cdot h_i - a_i)$ <p><math>\ell_i</math> : 倉口間又は倉口と船楼若しくは甲板室間の距離 (<math>m</math>)</p> <p><math>h_i</math> : ブルワークの高さ (<math>m</math>)</p> <p><math>a_i</math> : <math>\ell_i \cdot h_i</math>内にある水の流れを妨げる構造物の投影面積 (<math>m^2</math>)</p> <p><math>F_1</math> : <b>14.9.2前-1.及び-2.</b>の規定による。 (<math>m^2</math>)</p> <p>-4. 前-3.において、<math>F_0 \leq F_1</math>とならない場合であっても、<math>F_0 \leq F_2</math>となる場合には次に示す方法により、放水口の面積 (<math>F</math>) を <b>14.9.2前-1.及び-2.</b>の規定による値より増すこと。また、<math>F_0 &gt; F_2</math>の場合には<math>F = F_1</math>とする。ただし、<math>F_0</math>及び<math>F_1</math>は前<b>(1)-3.</b>により<math>F_2</math>は次の算式による。</p> $F = F_1 + F_2 - F_0 \quad (m^2)$ <p><math>F_2</math> : <b>14.9.2前-3.</b>の規定による。 (<math>m^2</math>)</p> <p>-5. 有効な甲板室が有る平甲板船では、甲板室の前後で2つのウェルを形成するものとみなし、前-1.及び-2.の規定による面積を有しなければならない。ここで、有効な甲板室とは幅が船の幅の80%以上で船側の通路の幅が1.5 m以下であるものをいう。</p> <p>-6. 甲板室の前端において船の全幅に亘り、仕切隔壁が設けられているときは、甲板室の幅に関係なく、その前後で2つのウェルを形成するものとみなし、前-1.及び-2.の規定による面積を有しなければならない。</p> <p>-7. 前-1.から-3.までの規定にかかわらず乾舷甲板上にトランクを有する A 型又は B-100 型船舶で本会が必</p>	<p>すると認められるトランク又はハッチコーミングが設けられる場合」とは<math>F_0 \leq F_1</math>となる場合をいう。ただし、<math>F_0</math>及び<math>F_1</math>とは次による。</p> <p><math>F_0</math> : 甲板上を水が幅方向に流れることができる有効面積 (<math>m^2</math>) で次の算式による。</p> $\sum(\ell_i \cdot h_i - a_i)$ <p><math>\ell_i</math> : 倉口間又は倉口と船楼若しくは甲板室間の距離 (<math>m</math>)</p> <p><math>h_i</math> : ブルワークの高さ (<math>m</math>)</p> <p><math>a_i</math> : <math>\ell_i \cdot h_i</math>内にある水の流れを妨げる構造物の投影面積 (<math>m^2</math>)</p> <p><math>F_1</math> : <b>14.9.2-1.及び-2.</b>の規定による。 (<math>m^2</math>)</p> <p>-4. 前-3.において、<math>F_0 \leq F_1</math>とならない場合であっても、<math>F_0 \leq F_2</math>となる場合には次に示す方法により、放水口の面積 (<math>F</math>) を <b>14.9.2-1.及び-2.</b>の規定による値より増すこと。また、<math>F_0 &gt; F_2</math>の場合には<math>F = F_1</math>とする。ただし、<math>F_0</math>及び<math>F_1</math>は前<b>(1)</b>により<math>F_2</math>は次の算式による。</p> $F = F_1 + F_2 - F_0 \quad (m^2)$ <p><math>F_2</math> : <b>14.9.2-3.</b>の規定による。 (<math>m^2</math>)</p> <p>-5. 有効な甲板室が有る平甲板船では、甲板室の前後で2つのウェルを形成するものとみなし、前-1.及び-2.の規定による面積を有しなければならない。ここで、有効な甲板室とは幅が船の幅の80%以上で船側の通路の幅が1.5 m以下であるものをいう。</p> <p>-6. 甲板室の前端において船の全幅に亘り、仕切隔壁が設けられているときは、甲板室の幅に関係なく、その前後で2つのウェルを形成するものとみなし、前-1.及び-2.の規定による面積を有しなければならない。</p> <p>-7. 前-1.から-3.までの規定にかかわらず乾舷甲板上にトランクを有する A 型又は B-100 型船舶で本会が必</p>	<p>参照先の修正</p> <p>参照先の修正</p> <p>参照先の修正</p> <p>参照先の修正</p>
--	--	---

<p>要と認める場合は、トランクの両側の乾舷甲板のブルワークの代りにトランクの長さの半分以上のガードレールを設けなければならない。</p> <p>-8. <b>14.9.1.1-4.</b>に該当する船舶にあつては、乾舷甲板の暴露部の長さの半分以上にわたりガードレールを設ける代わりに、また、前-<b>67.</b>に該当する船舶にあつては、トランクの長さの半分にわたりガードレールを設ける代わりに、ブルワークの全面積の <b>33_%</b>以上の放水口をブルワークの下部に設けて差し支えない。</p> <p>-9. <b>B-60</b> 型船舶にあつては、ブルワークの下方の部分に、ブルワークの全面積の <b>25_%</b>以上の面積の放水口がなければならない。</p> <p>-10. ブルワークの放水口に横棒等を設ける場合は、それらの投影面積を放水口の実際の面積から除外する。</p> <p>-11. 自動車専用運搬船等において、船側外板又は船楼側外板にウェルを形成する凹入部が設けられる場合、<b>14.9.2前-3.</b>の規定を準用して、当該凹入部に適当な放水口を設ける。</p>	<p>要と認める場合は、トランクの両側の乾舷甲板のブルワークの代りにトランクの長さの半分以上のガードレールを設けなければならない。</p> <p>-8. <b>14.9.1-4.</b>に該当する船舶にあつては、乾舷甲板の暴露部の長さの半分以上にわたりガードレールを設ける代わりに、また、前-<b>6.</b>に該当する船舶にあつては、トランクの長さの半分にわたりガードレールを設ける代わりに、ブルワークの全面積の <b>33%</b>以上の放水口をブルワークの下部に設けて差し支えない。</p> <p>-9. <b>B-60</b> 型船舶にあつては、ブルワークの下方の部分に、ブルワークの全面積の <b>25%</b>以上の面積の放水口がなければならない。</p> <p>-10. ブルワークの放水口に横棒等を設ける場合は、それらの投影面積を放水口の実際の面積から除外する。</p> <p>-11. 自動車専用運搬船等において、船側外板又は船楼側外板にウェルを形成する凹入部が設けられる場合、<b>14.9.2-3.</b>の規定を準用して、当該凹入部に適当な放水口を設ける。</p>	<p>参照先の修正</p> <p>参照先の修正</p> <p>参照先の修正</p> <p>参照先の修正</p>
--	--	---

鋼船規則 CSR-B&T 編 1 編 3 章 7 節 1.1.6

正	現行	備考
<p>端部にブラケットを設けない主要支持部材の有効曲げスパン<math>l_{bdg}</math> (m) は、支点間の長さとしなければならない。</p> <p>主要支持部材の有効曲げスパン<math>l_{bdg}</math>は、適切な端部ブラケットが設けられた支点間では、全長より減じて差し支えない。</p> <p>端部にブラケットが設けられた主要支持部材の有効曲げスパン<math>l_{bdg}</math> (m) は、ブラケット深さが主要支持部材のウェブ高さの半分となる位置までの長さとする。</p> <p>(図 9(b)参照) スパンポイントの定義に用いる有効ブラケットについては、1.1.8 の規定による。</p> <p>主要支持部材の面材がブラケットの面材に連続している場合 (図 9(a), (c)及び(d)参照) は、有効曲げスパン<math>l_{bdg}</math> (m) は、ブラケット深さが主要支持部材のウェブ高さの 1/4 となる位置 (以下、「高さ<math>h_w/4</math>の位置」という) までの長さとする。スパンポイントの定義に用いる有効ブラケットについては、1.1.8 の規定による。</p> <p>高さに対する長さの比が 1.5 を超える直線的なブラケットの場合は、有効曲げスパンは有効ブラケットにおける高さ<math>h_w/4</math>の位置までとし、高さに対する長さの比が 1.5 より小さい直線的なブラケットの場合は、有効曲げスパンは設けるブラケットにおける高さ<math>h_w/4</math>の位置までとしなければならない。</p> <p>湾曲しているブラケットにあっては、設けるブラケットと有効ブラケットの接点が高さ<math>h_w/4</math>の位置より上方にある場合、有効曲げスパンは設ける有効ブラケットにおける高さ<math>h_w/4</math>の位置までとし、設けるブラケットと有効ブラケットの接点が高さ<math>h_w/4</math>の位置より下方にあ</p>	<p>端部にブラケットを設けない主要支持部材の有効曲げスパン<math>l_{bdg}</math> (m) は、支点間の長さとしなければならない。</p> <p>主要支持部材の有効曲げスパン<math>l_{bdg}</math>は、適切な端部ブラケットが設けられた支点間では、全長より減じて差し支えない。</p> <p>端部にブラケットが設けられた主要支持部材の有効曲げスパン<math>l_{bdg}</math> (m) は、ブラケット深さが主要支持部材のウェブ高さの半分となる位置までの長さとする。</p> <p>(図 9(b)参照) スパンポイントの定義に用いる有効ブラケットについては、1.1.8 の規定による。</p> <p>主要支持部材の面材がブラケットの面材に連続している場合 (図 9(a), (c)及び(d)参照) は、有効曲げスパン<math>l_{bdg}</math> (m) は、ブラケット深さが主要支持部材のウェブ高さの 1/4 となる位置 (以下、「高さ<math>h_w/4</math>の位置」という) までの長さとする。スパンポイントの定義に用いる有効ブラケットについては、1.1.8 の規定による。</p> <p>高さに対する長さの比が 1.5 を超える直線的なブラケットの場合は、有効曲げスパンは有効ブラケットにおける高さ<math>h_w/4</math>の位置までとし、高さに対する長さの比が 1.5 より小さい直線的なブラケットの場合は、有効曲げスパンは設けるブラケットにおける高さ<math>h_w/4</math>の位置までとしなければならない。</p> <p>湾曲しているブラケットにあっては、設けるブラケットと有効ブラケットの接点が高さ<math>h_w/4</math>の位置より上方にある場合、有効曲げスパンは設けるブラケットにおける高さ<math>h_w/4</math>の位置までとし、設けるブラケットと有効ブラケットの接点が高さ<math>h_w/4</math>の位置より下方にある場</p>	<p>文言修正</p>

<p>る場合は、有効曲げスパンは有効<u>設ける</u>ブラケットにおける高さ <math>h_w/4</math> の位置までとしなければならない。</p> <p>主要支持部材の面材がブラケットと連続し、裏側にブラケットが付く構造配置の場合、有効曲げスパンは、合計深さが主要支持部材の深さの 2 倍に達する点より大きく取る必要はない。裏側のブラケットが大きい場合及び小さい場合の配置を図 <b>9(e)</b>及び<b>(f)</b>に示す。</p> <p>主要支持部材の高さが十分に保たれ、面材の幅を支点方向に増している場合、有効曲げスパンは面材の幅が公称幅の 2 倍となる位置までとして差し支えない。</p>	<p>合は、有効曲げスパンは有効ブラケットにおける高さ <math>h_w/4</math> の位置までとしなければならない。</p> <p>主要支持部材の面材がブラケットと連続し、裏側にブラケットが付く構造配置の場合、有効曲げスパンは、合計深さが主要支持部材の深さの 2 倍に達する点より大きく取る必要はない。裏側のブラケットが大きい場合及び小さい場合の配置を図 <b>9(e)</b>及び<b>(f)</b>に示す。</p> <p>主要支持部材の高さが十分に保たれ、面材の幅を支点方向に増している場合、有効曲げスパンは面材の幅が公称幅の 2 倍となる位置までとして差し支えない。</p>	<p>文言修正</p>
---	---	-------------

鋼船規則 H 編 1 章 1.2.1-4.

正	現行	備考
<p>-4. 次の(1)から(6)に示す電気機器及びケーブルは、別に定めるところにより形式ごとに形式試験型式承認を行わなければならない。ただし、形式試験型式承認の取扱いが適当でない場合（例えば、特定の船舶や用途にのみ使用され、引き続き使用される見込みの少ないもの、個品について本会の試験検査証明書取得の希望がある場合等）には、申込みにより、形式試験型式承認に代えて個々の製品について試験検査を行う。</p> <p>(1) ヒューズ                      (2) 遮断器                      (3) 電磁接触器                      (4) 防爆形電気機器                      (5) 動力、照明及び船内通信用ケーブル                      (6) 前-1.(4)及び(5)に掲げる電気機器に使用される 5 kW 以上の半導体電力変換装置</p>	<p>-4. 次の(1)から(6)に示す電気機器及びケーブルは、別に定めるところにより形式ごとに形式試験を行わなければならない。ただし、形式試験の取扱いが適当でない場合（例えば、特定の船舶や用途にのみ使用され、引き続き使用される見込みの少ないもの、個品について本会の試験検査証明書取得の希望がある場合等）には、申込みにより、形式試験に代えて個々の製品について試験検査を行う。</p> <p>(1) ヒューズ                      (2) 遮断器                      (3) 電磁接触器                      (4) 防爆形電気機器                      (5) 動力、照明及び船内通信用ケーブル                      (6) 前-1.(4)及び(5)に掲げる電気機器に使用される 5 kW 以上の半導体電力変換装置</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

鋼船規則 H 編 2 章 2.9.11-5.

正	現行	備考
<p>-5. 非常用消火ポンプ用のケーブルは、主消火ポンプ及びそれを駆動するための動力源及び原動機のある機関区域を通過させてはならない。その他の火災の危険性が高い区域を追加通過させる場合、前-4.(1)に適合する耐火性のものを使用しなければならない。</p>	<p>-5. 非常用消火ポンプ用のケーブルは、主消火ポンプ及びそれを駆動するための動力源及び原動機のある機関区域を通過させてはならない。その他の火災の危険性が高い区域を追加させる場合、前-4.(1)に適合する耐火性のものを使用しなければならない。</p>	<p>文言修正</p>

鋼船規則 H 編 附属書 2.11.1-2. 表 3

正		現行		備考
表 3 製造工場等における蓄電池システムの試験		表 3 製造工場等における蓄電池システムの試験		参照先の修正
試験項目	対応する規格番号又は備考	試験項目	対応する規格番号又は備考	
外観試験	-	外観試験	-	
耐電圧試験	規則 H 編 2.8.4.4.(3)を参照 <sup>(1)</sup>	耐電圧試験	規則 H 編 2.8.4.4.を参照 <sup>(1)</sup>	
絶縁抵抗試験	規則 H 編 2.8.4.5.(4)を参照	絶縁抵抗試験	規則 H 編 2.8.4.5.を参照	
備考： (1) 耐電圧試験により損傷する恐れのある部分（セル，センサ等）を取り外し，蓄電池システムの導電部を対象として試験を行うこと。		備考： (1) 耐電圧試験により損傷する恐れのある部分（セル，センサ等）を取り外し，蓄電池システムの導電部を対象として試験を行うこと。		

**鋼船規則検査要領 H 編 H1 H1.2.1-7.**

正	現行	備考
-7. 前-6.に示すケーブル以外のキャブタイヤコード、ビニルシースコード、配電盤用及び制御機器用絶縁電線、同軸ケーブル等についても製造者の要求があれば、 <u>形式試験型式承認</u> を行う。	-7. 前-6.に示すケーブル以外のキャブタイヤコード、ビニルシースコード、配電盤用及び制御機器用絶縁電線、同軸ケーブル等についても製造者の要求があれば、形式試験を行う。	文言修正

**鋼船規則検査要領 H 編 H2 H2.3.3-1.**

正	現行	備考
-1. 本会が <u>形式試験型式承認</u> している遮断器は、-3.の場合を除き、次の定格投入電流を有するものとみなす。 (1) 直流遮断器 定格遮断電流に等しい値 (2) 交流遮断器 表 H2.3.3-1.に示す値（ただし、1975 年以前に認定された遮断器に限る。）	-1. 本会が形式試験している遮断器は、-3.の場合を除き、次の定格投入電流を有するものとみなす。 (1) 直流遮断器 定格遮断電流に等しい値 (2) 交流遮断器 表 H2.3.3-1.に示す値（ただし、1975 年以前に認定された遮断器に限る。）	文言修正

**鋼船規則検査要領 H 編 H4 4.2.4-3.**

正	現行	備考
-3. 規則 H 編 4.2.4-2.にいう「安全に使用できることが確認されたもの」とは、次をいう。 (1) タンカーのうち原油又は石油生成物のみをばら積して運送する船舶にあつては、規則 H 編 2.16 の規定に適合する防爆形電気機器であつて、IEC 60079-0 に定めるガス蒸気グループ IIA、温度等級 T3 以上のもの若しくは独立行政法人産業安全研究所・工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2006）に定める爆発等級 d1、発火度 G3 以上と認められたもので、かつ、規則 H 編 1.2.1-4.の規定により防爆形電気機器として <u>形式試験型式承認</u> に合格したもの又はこれと同等のもの並びに	-3. 規則 H 編 4.2.4-2.にいう「安全に使用できることが確認されたもの」とは、次をいう。 (1) タンカーのうち原油又は石油生成物のみをばら積して運送する船舶にあつては、規則 H 編 2.16 の規定に適合する防爆形電気機器であつて、IEC 60079-0 に定めるガス蒸気グループ IIA、温度等級 T3 以上のもの若しくは独立行政法人産業安全研究所・工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2006）に定める爆発等級 d1、発火度 G3 以上と認められたもので、かつ、規則 H 編 1.2.1-4.の規定により防爆形電気機器として形式試験に合格したもの又はこれと同等のもの並びに構造上発	文言修正

技術規則に対する誤記修正

<p>構造上発火源となるおそれがないと認められた電気機器</p> <p>(2) 液化ガスばら積船にあつては, 規則 N 編 10.2.4 の規定に適合する電気機器</p> <p>(3) 危険化学品ばら積船にあつては, 規則 S 編 10.1.5 の規定に適合する電気機器</p>	<p>火源となるおそれがないと認められた電気機器</p> <p>(2) 液化ガスばら積船にあつては, 規則 N 編 10.2.4 の規定に適合する電気機器</p> <p>(3) 危険化学品ばら積船にあつては, 規則 S 編 10.1.5 の規定に適合する電気機器</p>	
---	---	--

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 2 章 2.1.3-3.(3)

正	現行	備考
<p>-3. 規則 8 編 2.1.3-1.(11)にいう「その他本会が必要と認める情報」とは、例えば次の(1)から(3)をいう。</p> <p>(1) 原動機が異なる運転モードを有する場合、モード間の変更の方法、異なる運転モードの選択及び運転モードの記録のための制御原理の詳細。</p> <p>(2) 適用される場合、補助制御装置。</p> <p>(3) 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機においては、IMO 決議 MEPC.291(71)399(83) (その後の改正を含む。)の附属書第 3 節 3.2 に規定される情報。</p>	<p>-3. 規則 8 編 2.1.3-1.(11)にいう「その他本会が必要と認める情報」とは、例えば次の(1)から(3)をいう。</p> <p>(1) 原動機が異なる運転モードを有する場合、モード間の変更の方法、異なる運転モードの選択及び運転モードの記録のための制御原理の詳細。</p> <p>(2) 適用される場合、補助制御装置。</p> <p>(3) 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機においては、IMO 決議 MEPC. 291(71) (その後の改正を含む。)の附属書第 3 節 3.2 に規定される情報。</p>	<p>文言修正</p>

船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2章 2.1.1-5.(3)

正	現行	備考
<p>-5. 規則 2.1.1-6.(12)にいう「その他本会が必要と認める情報」とは、例えば次の(1)から(3)をいう。</p> <p>(1) 原動機が異なる運転モード(2次規制に適合するモード及び3次規制に適合するモード等)を有する場合、当該モード間の変更の方法とともに、異なる運転モードの選択及び運転モードの記録のための制御指針の詳細。</p> <p>(2) MARPOL 条約附属書 VI 第 2.4 規則に定義される補助制御装置(採用される場合)。</p> <p>(3) 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機においては、IMO 決議 MEPC.291(71)399(83) (その後の改正を含む。)の附属書第 3 節 3.2 に規定される情報。</p>	<p>-5. 規則 2.1.1-6.(12)にいう「その他本会が必要と認める情報」とは、例えば次の(1)から(3)をいう。</p> <p>(1) 原動機が異なる運転モード(2次規制に適合するモード及び3次規制に適合するモード等)を有する場合、当該モード間の変更の方法とともに、異なる運転モードの選択及び運転モードの記録のための制御指針の詳細。</p> <p>(2) MARPOL 条約附属書 VI 第 2.4 規則に定義される補助制御装置(採用される場合)。</p> <p>(3) 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機においては、IMO 決議 MEPC.291(71) (その後の改正を含む。)の附属書第 3 節 3.2 に規定される情報。</p>	<p>文言修正</p>

船用材料・機器等の承認要領 8 編 1 章 1.5.3

正	現行	備考
有効期間は、承認の日から 5 年とする。ただし、 <b>1.4.5.4</b> に規定する承認の更新を行った場合には、前回の有効期間満了日の翌日から 5 年とする。	有効期間は、承認の日から 5 年とする。ただし、 <b>1.4.4</b> に規定する承認の更新を行った場合には、前回の有効期間満了日の翌日から 5 年とする。	文言修正

以上